

# 政治改革に関する特別委員会

## 第二特別調査室

### 1 選挙制度改革

#### (1) 衆議院選挙制度改革

##### ア アダムズ方式による定数配分の導入

第45回衆議院議員総選挙（平成21年8月30日執行）の小選挙区選挙に係る一票の較差訴訟において一人別枠方式とこれによる選挙区割りを違憲状態とした最高裁大法廷判決（平成23年3月23日）等<sup>1</sup>を受けた各党間の協議や、「衆議院選挙制度に関する調査会答申<sup>2</sup>」を受け、平成28年5月20日、いわゆる「衆議院選挙制度改革関連法<sup>3</sup>」が成立した。同法により、小選挙区選挙の都道府県別定数配分及び比例代表選挙のブロック別定数配分は、10年ごとの大規模国勢調査における日本国民の人口に基づきアダムズ方式により配分することとされ、平成32年（令和2年）の大規模国勢調査から導入することとされた。

##### アダムズ方式

各都道府県の人口を一定の数値で除し、それぞれの商の整数に小数点以下を切り上げて得られた数の合計数が小選挙区選挙の定数と一致する方式。人口規模の小さい県に比較的有利とされる。

なお、中間年（大規模国勢調査が行われた年から5年目に当たる年）に実施される簡易国勢調査において、選挙区間の人口較差が2倍以上となったときは、各都道府県別定数は変更せずに関係選挙区の区割り改定案が作成され、その勧告が当該国勢調査の速報値の公表から1年以内に行われる<sup>4</sup>。

#### イ 令和2年国勢調査に基づく令和4年公職選挙法の改正（区割り改定）

令和2年国勢調査の結果に基づき、令和4年6月16日に衆議院議員選挙区画定審議会が行った「衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定案についての勧告」を受け、10月25日（第210回国会（臨時会））、同勧告を踏まえた小選挙区選挙の区割りの改定（10増10減）と令和

<sup>1</sup> 第45回衆議院議員総選挙（平成21年8月30日執行）において複数の政党が掲げた衆議院議員定数削減の公約や同選挙に係る平成23年最高裁大法廷判決を受け、平成23年10月に衆議院選挙制度に関する各党協議会が設置され、協議が重ねられたが結論が得られず、平成24年11月16日、1人別枠方式を廃止した上で小選挙区の都道府県別定数配分を0増5減することを内容とする「衆議院小選挙区選出議員の選挙区間における人口較差を緊急に是正するための公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律」（平成24年法律第95号）が成立した。平成26年12月14日、新しい区割りが適用された第47回衆議院議員総選挙が行われたが、翌27年11月25日、最高裁大法廷は、0増5減の対象県以外は1人別枠方式を含む従前の基準に基づいて配分された定数の見直しが行われていないとして、違憲状態（合理的期間未経過）とする判決を行った。

<sup>2</sup> 平成26年6月19日に議長の下に設置された有識者による「衆議院選挙制度に関する調査会」が平成28年1月14日に提出した答申であり、その主な内容は①衆議院小選挙区比例代表並立制を維持すること、②衆議院議員の定数を10減（小選挙区6減、比例代表4減）すること、③一票の較差是正のため、小選挙区選挙の都道府県別定数配分及び比例代表選挙の各ブロック別定数配分をアダムズ方式によるものとし、10年ごとの大規模国勢調査の結果により見直すとともに、中間年の簡易国勢調査の結果によって較差2倍以上の選挙区が生じたときは定数を変更せずに区割りの見直しを行うこと、などであった。

<sup>3</sup> 「衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律」（平成28年法律第49号）

<sup>4</sup> 衆議院議員選挙区画定審議会設置法第3条第3項及び第4条第2項

2年国勢調査に基づく比例代表選挙のブロック別定数の改定（3増3減）を内容とする法律案が国会に提出され、11月18日、成立した（「公職選挙法の一部を改正する法律」（令和4年法律第89号））。これにより、選挙区間の最大較差は、2.096倍から1.999倍（令和2年国勢調査日本国民人口）に縮小した。

新たな区割りで行われた第50回衆議院議員総選挙（令和6年10月27日執行）の小選挙区選挙における区割り規定の合憲性に係る訴訟（選挙当日有権者数比率最大2.059倍）について、令和7年9月26日、最高裁判所第二小法廷は、現行制度は、選挙制度の安定性も考慮しながら、選挙区間の投票価値の較差を相当程度縮小させ、その状態が安定的に持続するよう設けられたもので、合理性を有することから、合憲との判断を示した。

また、前回選挙と同じ区割りで行われた第51回衆議院議員総選挙（令和8年2月8日執行）においても、小選挙区選挙における区割り規定の合憲性に係る訴訟（選挙当日有権者数比率最大2.10倍）<sup>5</sup>が提起されており、今後、最高裁において判断が示される見通しである<sup>6</sup>。

## ウ 令和7年簡易国勢調査に基づく小選挙区選挙の区割り改定

令和8年9月29日、令和7年簡易国勢調査の確定値が公表された。同確定値に基づく現行の衆議院小選挙区の一票の較差は最大2.275倍であり、人口最少選挙区と比較して較差が2倍以上となった選挙区は40選挙区であった<sup>7</sup>。

区割り改定の今後の想定日程は、以下のとおりである。

| 令和7年簡易国勢調査に基づく区割り改定（想定） |                                                                 |
|-------------------------|-----------------------------------------------------------------|
| 令和7年10月                 | 簡易国勢調査実施                                                        |
| 令和8年5月29日               | 速報値公表（日本国民の人口公表）<br>区割り審が区割り改定作業を開始                             |
| 同年 9月29日                | 確定値公表                                                           |
| 令和9年5月29日まで             | 区割り審が内閣総理大臣へ区割り改定案を勧告（速報値公表から1年以内）<br>政府が新たな区割り改定法案を国会に提出、成立、公布 |
| 公布から1か月後                | 新たな区割り改定法施行                                                     |

## エ 「衆議院選挙制度に関する協議会」の設置に係る経緯と同協議会の概要

10増10減の区割り改定等を行った令和4年の公職選挙法改正に際して、衆議院政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会<sup>8</sup>において、附帯決議が付された。

<sup>5</sup> 各高裁・支部の判断は16件全て「合憲」であった。

<sup>6</sup> 『毎日新聞』『日本経済新聞』（令8.6.18）等

<sup>7</sup> 「令和7年国勢調査人口（確定値）に基づく試算結果の概要」（総務省報道資料）  
[https://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/01gyosei14\\_02000127.html](https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01gyosei14_02000127.html)（2026年9月29日閲覧）。なお、人口が最大の小選挙区は福岡2区の558,760人、最少の小選挙区は石川3区の245,613人であった。

<sup>8</sup> 本委員会は、政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する調査を行うため政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会として設置されてきたが、第213回国会（常会）の令和6年4月11日、院議によりその目的、名称等が変更された。

**公職選挙法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（令和4年11月8日）**

- 1 この法律の施行後においても、国会議員を選出する選挙制度は重要な課題のため不断に見直していくべきものであり、人口減少や地域間格差が拡大している現状を踏まえつつ、立法府の在り方を含め、議員定数や地域の実情を反映した選挙区割りの在り方等に関し、国会において抜本的な検討を行うものとする。
- 2 当該検討に当たっては、速やかに、与野党で協議の場を設置し、円満かつ公正公平な運営の下、十分な議論を行い、次回の令和7年の国勢調査の結果が判明する時点を目途に具体的な結論を得るよう努力するものとする。
- 3 （略）

これを受けて、衆議院議員選出のための望ましい選挙制度の在り方等について幅広く協議するため、与野党6党（自民、立憲、維新、公明、国民、共産）の国対委員長会談の要請を受けて、令和5年2月に政党間の実務者レベルの協議機関として衆議院選挙制度協議会が設置された<sup>9</sup>。同協議会は、同年12月、選挙制度について、現行制度や在り方に係る論点の整理、今後本格的な議論を更に深めていく際に必要な「視点」の提示などを内容とする報告書<sup>10</sup>を取りまとめ、与野党国対委員長に提出した<sup>11</sup>。

自由民主党及び立憲民主党の国対委員長は、与野党を代表して、令和6年11月28日に額賀衆議院議長（当時）に対し、衆議院の選挙制度の抜本的な改革に向けた検討を行うため、議長の下に全ての会派が参加する協議の場を早期に設置するよう申し入れた<sup>12</sup>。

衆議院議院運営委員会は、同年12月19日（第216回国会（臨時会））、衆議院の選挙制度について、人口減少や地域間格差が拡大している現状を踏まえつつ、立法府の在り方を含め、議員定数や地域の実情を反映した選挙区割りの在り方等に関し、国会において抜本的な検討を行うため、衆議院議長の下に、全ての会派が参加する「衆議院選挙制度に関する協議会」（以下「協議会」という。）を置くことを決定した。

協議会の検討の対象は、①公職選挙法の一部を改正する法律案に対する衆議院倫理選挙特別委員会の附帯決議（令和4年11月8日）の検討事項、②与野党6党の国対委員長会談の要請を受けて設置された「衆議院選挙制度協議会」の報告書（令和5年12月）において整理された事項、③協議会が必要と認める事項とし、協議会は、①の附帯決議を踏まえ、令和7年の国勢調査の結果が判明する時点を目途に具体的な結論を得るよう努力するものとされ、協議に入った。

<sup>9</sup> 『朝日新聞』（令5.2.3）

<sup>10</sup> 同報告書で提示された「視点」は、①人口動態の変化を踏まえた一票の較差の是正と地方の声の反映、②政党本位、政策本位の実現と残された課題への対応、③あるべき選挙制度と国民目線の見直しの3点で、これらは、協議会が衆議院の正式な機関（協議体）に移行した場合に議論を開始するポイントとなり得るものとされている。

<sup>11</sup> 『読売新聞』（令5.12.27）

<sup>12</sup> 『日本経済新聞』（令6.11.28）

このほか「政治改革の柱として衆議院選挙制度の抜本改革を実現する超党派議員連盟」は、令和6年6月27日及び11月22日に、額賀衆議院議長（当時）に対し、衆議院選挙制度の抜本的な検討を行う協議体を早期に設置するよう申入れを行った。

第51回衆議院議員総選挙後に召集された第221回国会（特別会）において、衆議院議院運営委員会は、令和8年4月9日、改めて森衆議院議長の下に協議会を設置することを決定した。協議会は、上記①～③について協議を進め、9月30日、報告を取りまとめた<sup>13</sup>。

## オ 衆議院議員の定数削減

令和7年10月20日、自由民主党と日本維新の会は、新たに連立政権を樹立することで合意し、「1割を目標に衆議院議員定数を削減するため、令和7年臨時国会において議員立法案を提出し、成立を目指す」等の内容を含む連立政権合意書を交わした<sup>14</sup>。

同年12月5日（第219回国会（臨時会））、自民及び維新の2派共同提案により「衆議院議員の定数削減等に関する法律案」（加藤勝信君外9名提出、第219回国会衆法第11号）<sup>15</sup>が提出され、継続審査となっていたが、令和8年1月23日（第220回国会（常会））の衆議院解散により廃案となった。

第51回衆議院議員総選挙に先立ち、自由民主党と日本維新の会は、1割を目標に衆議院議員定数を削減する旨の公約をそれぞれ発表した<sup>16</sup>。

総選挙後の第221回国会（特別会）において、自民及び維新の2派共同提案により「衆議院議員の選挙制度改革及び定数削減に関する法律案」（加藤勝信君外11名提出、第221回国会衆法第28号）が提出され、本委員会において審査に入ったが、継続審査となっている。

同法律案の概要は、①衆議院議員の定数削減を含む選挙制度改革の検討を、衆議院議長の下に設置され各会派で構成される協議会で行い、法公布（施行）から1年以内に結論を得る、②法公布（施行）から1年以内に定数削減の具体的な方法に関する法律が成立しないときは、比例代表選出議員定数を45人削減すること等である。

## (2) 参議院選挙制度改革

平成30年改正公職選挙法（定数6増、特定枠制度導入）が適用された第25回参議院議員通常選挙（令和元年7月21日執行）の選挙区選挙における議員定数配分規定の合憲性に係る訴訟（選挙当日有権者数比率最大3.00倍）について、令和2年11月18日、最高裁判所大法廷は合憲とした一方で、平成30年改正は立法府における取組が大きな進展を見せているとはいえないと判示した。

この判決を受けて、参議院の組織及び運営に関する諸問題を調査検討するため、山東参議院議長（当時）の下に設置された「参議院改革協議会」は、令和4年6月8日（第208回国会（常会））、山東議長に対し、議論を令和4年の通常選挙後の次の協議会に引き継ぐと

<sup>13</sup> 衆議院ホームページ「衆議院選挙制度に関する協議会」

<[https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb\\_annai.nsf/html/statics/shiryo/senkyoseidokyougikai\\_index.html](https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_annai.nsf/html/statics/shiryo/senkyoseidokyougikai_index.html)>

<sup>14</sup> 「自由民主党・日本維新の会 連立政権合意書」自由民主党HP、日本維新の会HP

<sup>15</sup> 同法律案の概要は、①衆議院議員定数を現行の465人の1割を目標に、少なくとも45人削減、②定数削減の具体的な方法等については、衆議院議長の下に設置され各会派で構成される協議会で検討を行い、法公布（施行）から1年以内に結論を得る、③法公布（施行）から1年以内に定数削減の具体的な方法に関する法律が成立しないときは、小選挙区選出議員定数を25人、比例代表選出議員定数を20人削減することである。

<sup>16</sup> 自由民主党「令和8年政権公約」、日本維新の会「コア・マニフェスト」

する「参議院改革協議会報告書」を提出した。

同年11月11日（第210回国会（臨時会））、尾辻参議院議長（当時）の下に改めて「参議院改革協議会」が設置された。同協議会の下に設置された「参議院改革協議会選挙制度に関する専門委員会」は、令和6年6月7日（第213回国会（常会））、合区は解消すべきとの意見が大勢であるが、具体的な選挙制度の枠組みについては意見の集約が難しく、参議院として引き続き真摯な検討を続けるべきとする「選挙制度に関する専門委員会報告書」を松山改革協議会座長（当時）に提出した。

令和7年12月5日（第219回国会（臨時会））、関口参議院議長の下に、「参議院改革協議会」が設置され、さらに、令和8年7月30日、合区の解消を含む選挙制度改革を集中的に議論する「参議院改革協議会選挙制度に関する専門委員会」が設置された。同専門委員会は、早ければ来年夏にも報告書を取りまとめたいとしている<sup>17</sup>。

なお、第26回参議院議員通常選挙（令和4年7月10日執行）<sup>18</sup>の選挙区選挙における議員定数配分の合憲性に係る訴訟（選挙当日有権者数比率最大3.03倍）について、令和5年10月18日、最高裁判所大法廷は、同選挙までの間、較差の更なる是正のための法改正の見通しが立つに至っていないのはもとより、その実現に向けた具体的な検討が進展しているともいい難いものの、較差は有意な拡大傾向にあるともいえず、立法府の較差の更なる是正に向けた取組について、合理的な成案に達するにはなお一定の時間を要することが見込まれる等として、合憲と判示した。

さらに、第27回参議院議員通常選挙（令和7年7月20日執行）<sup>19</sup>の選挙区選挙における議員定数配分の合憲性に係る訴訟（選挙当日有権者数比率最大3.13倍）<sup>20</sup>が提起されており、最高裁において令和8年中に判断が示される見通しである<sup>21</sup>。

## 2 公職選挙法関係の動き

### (1) 最近における選挙をめぐる状況への対応

第217回国会（常会）において、選挙ポスターの品位保持規定を設ける「公職選挙法の一部を改正する法律」（令和7年法律第19号）が成立した。同法の附則には「選挙に関するインターネット等の利用の状況、公職の候補者間の公平の確保の状況その他の最近における選挙をめぐる状況に対応するための施策の在り方」に係る検討条項が規定された<sup>22</sup>。

これを踏まえ、与野党による「選挙運動に関する各党協議会」<sup>23</sup>は継続的な協議を重ね、

<sup>17</sup> 『読売新聞』『日本経済新聞』（令8.7.31）等

<sup>18</sup> 参議院選挙制度については、平成30年以降法改正が行われておらず、第26回及び第27回参議院議員通常選挙は第25回参議院議員通常選挙と同じ選挙区及び定数により執行された。

<sup>19</sup> 同上

<sup>20</sup> 各高裁・支部の判断は「合憲」が5件、「違憲状態」が11件であった。

<sup>21</sup> 『読売新聞』『朝日新聞』（令7.11.26）等

<sup>22</sup> 令和6年11月執行の兵庫県知事選挙等において発生した、選挙に関するSNS等の利用の状況に係る問題や、他の候補の当選を目的にしたいいわゆる「二馬力」の選挙運動に関する問題を受けたもの。

<sup>23</sup> 当初は与野党7党（自民、立憲、維新、国民、公明、れいわ、共産）により行われていたが、令和7年12月19日から参政が参加し、令和8年3月23日かられいわが外れて中道及びみらいが参加している。

令和8年6月16日（第221回国会（特別会））、改正案要綱案が示された。これを受けて各党で検討した結果、同月24日、選挙に関しインターネット等を利用する者は、公職の候補者に関し虚偽の事項を公にするなどして選挙の公正を害することがないようにしなければならないこと及びプラットフォーム事業者が講ずべき選挙の公正に対する悪影響を軽減するための措置等について定める公職選挙法等改正案が衆議院に提出され、7月13日に成立した（「公職選挙法及び特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律の一部を改正する法律」（令和8年法律第58号））。

## （2）今後見込まれる動き

### ア 在外インターネット投票の導入及び街頭演説等への妨害行為への対応の検討

上記の法律（令和8年法律第58号）の附則には、①インターネットを利用する方法による在外投票の導入については同法の「公布後1年を目途として」検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講じられるものとする、また、②選挙運動のためにする街頭演説等を妨げる行為に対応するための施策の在り方については引き続き検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講じられるものとする、との検討条項が規定された。

### イ 被選挙権年齢の引下げの議論

選挙権年齢の18歳以上への引下げ（平成28年6月施行）を踏まえ、被選挙権年齢の引下げについても各党で議論が行われている。

立憲は、第217回国会（常会）において、衆議院議員及び地方議会議員の被選挙権年齢を満18年に、参議院議員及び首長の被選挙権年齢を満23年に、それぞれ引き下げることを内容とする「公職選挙法及び地方自治法の一部を改正する法律案」（第217回国会衆法第50号）を衆議院に提出したが、令和8年1月23日（第220回国会（常会））の衆議院解散により廃案となった<sup>24</sup>。

第51回衆議院議員総選挙においても、複数の政党が被選挙権の引下げに関する公約を掲げた<sup>25</sup>。

<sup>24</sup> 立憲は第221回国会（特別会）にも、この法律案と同趣旨の「公職選挙法及び地方自治法の一部を改正する法律案」（参法第13号）を参議院に提出したが、同法律案は未付託未了のまま廃案となった。

<sup>25</sup> 【自由民主党】「被選挙権年齢の引下げに向けた法整備を進めます」（「令和8年政権公約」）  
 【中道改革連合】「被選挙権年齢を引き下げ、より若い人が立候補できる環境を整えます」（「2026衆院選主要政策」）  
 【日本維新の会】「衆参両院の被選挙権年齢を18歳に引き下げる」（「維新八策2026」）  
 【国民民主党】「被選挙権年齢18歳に引下げ」（「政策パンフレット2026」）  
 【れいわ新選組】「18歳から国政選挙に立候補できるよう、被選挙権年齢を衆議院・参議院とも引き下げる」（「衆院選2026 れいわ新選組マニフェスト」）  
 【日本共産党】「被選挙権年齢を18歳に引き下げるために力を尽くします」（「各分野の政策」）  
 【参政党】「地方議会選挙および国政選挙の…被選挙権も18歳に引き下げる」（「参政党の政策カタログ」）

### 3 政治資金制度改革

令和5年12月、政治資金パーティーをめぐり、いわゆる派閥の政治団体と国会議員側との間で、収支報告書に記載のない多額の資金移動があったとする問題が報道され、以降、国会では政治資金制度に関する多くの議論がなされ、政治資金規正法の改正等が行われた。

#### (1) 令和6年6月改正（第213回国会（常会））

第213回国会（常会）においては、「政治資金規正法の一部を改正する法律」（令和6年法律第64号。以下「令和6年6月改正」という。）が成立した。

##### 【令和6年6月改正の概要】

- 1 国会議員関係政治団体の代表者の責任の強化等（代表者の監督責任、罰則の強化等）
- 2 政治資金監査の強化（国会議員関係政治団体の範囲の拡充<sup>※1</sup>、翌年への繰越しの金額の確認等）
- 3 政治資金の透明性の向上のためのデジタル化の推進（収支報告書等のオンライン提出の義務化<sup>※2</sup>等）
- 4 政治資金パーティーの対価支払者の氏名等の公開基準額の引下げ（20万円超→5万円超）<sup>※2</sup>
- 5 政治資金パーティーの対価の支払方法の制限（口座振込みによる方法への制限）
- 6 政党から公職の候補者個人に対してされる寄附の禁止
- 7 国会議員関係政治団体から寄附を受けたその他政治団体の透明性確保（みなし国会議員関係政治団体）
- 8 個人寄附者等の個人情報の保護<sup>※2</sup>  
〔 施行期日：原則として、令和8年1月1日から施行  
    ※1 令和7年10月1日から施行  
    ※2 令和9年1月1日から施行 〕

（注）上記改正に含まれていた「いわゆる政策活動費の使途公開」は、令和6年12月改正により削除された。

○ 以下の事項については、今後の検討事項とされた。

- 1 政党交付金の交付停止等の制度の創設
- 2 政策活動費の支出に係る上限金額の設定及び使用状況の公開に関する制度の具体的な内容
- 3 政治資金に関する独立性が確保された機関の設置
- 4 検討
  - (1) 外国人等による政治資金パーティーの対価の支払に係る収受の適正化を図るための実効的な規制
  - (2) 個人のする政治活動に関する寄附を促進するための措置
  - (3) 自らが代表を務める政党選挙区支部に対する寄附への税制優遇措置の適用除外
  - (4) 政治資金の透明性の一層の向上等を図る観点からの検討

なお、本委員会での採決に際し、附帯決議が付された。

## 政治資金規正法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

- 1 政治資金パーティーを開催する者が同一の者から受けることができる当該政治資金パーティーの対価の支払の上限額の在り方及び政党その他の政治団体に係る政治資金パーティー以外の事業による収入の在り方について、政治活動の公正を確保する観点から、検討を行うこと。
- 2 政治団体の代表者が親族間で異動することによる政治資金の移動の制限の在り方について、公職を担う多様な人材を確保する観点から、検討を行うこと。
- 3 政党が議会制民主政治において極めて重要な存在であることを踏まえ、政党の望ましいガバナンスの在り方について、政党の自主性及び自律性の確保に配慮しつつ、法整備の要否も含めて、中長期的に検討を行うこと。
- 4 政治資金の適正化・透明化を図るため、適時に、正確な会計帳簿の作成や、複式簿記の導入などを含め、会計の在り方について検討を行うこと。
- 5 国会議員関係政治団体の収支報告書について、誰もが閲覧できるようなデータベース化を含め、検索可能性を高める情報提供の在り方について検討を行うこと。

## (2) 令和6年12月改正（第216回国会（臨時会））

令和6年6月改正に多くの検討条項が設けられたこと等を受け、引き続き各党において政治資金規正法の再改正等の検討が行われた。

第216回国会（臨時会）においては、下記の3法律が成立した。

## 【令和6年12月改正の概要】

## ① 政治資金規正法の一部を改正する法律（令和7年法律第1号）

渡切りの方法による経費支出の禁止

〔施行期日：令和8年1月1日から施行〕

## ② 政治資金規正法等の一部を改正する法律（令和7年法律第2号）

- 1 収支報告書に係るデータベースによる情報提供の充実（政党本部又は政治資金団体に係る収支報告書のオンライン提出の義務化及び収支報告書に係るデータベースを用いた公表）
- 2 外国人・外国法人等による政治資金パーティーの対価支払の禁止等
- 3 租税特別措置法の一部改正（公職の候補者が、政党の支部で選挙区の区域又は選挙の行われる区域を単位として設けられるもののうち、その代表者が当該公職の候補者であるものに対して政治活動に関する寄附をする場合においては、寄附金控除の特例及び所得税額の特別控除の適用対象とならないものとする）※

〔施行期日：原則として、令和9年1月1日から施行〕  
（※ 令和8年1月1日から施行）

（注）改正法附則において、政党交付金の交付停止等に関する法制上の措置については、この法律の公布の日（令和7年1月8日）後1年以内を目途として講ずるものとされた。

## ③ 政治資金監視委員会等の設置その他の政治資金の透明性を確保するための措置等に関する法律（令和7年法律第3号）

政治資金監視委員会等の設置（政治資金監視委員会及び両院合同協議会の設置）

（注）いわゆる「プログラム法」であり、今後委員会の設置等のための法律の整備が行われることとされている。

なお、本委員会での採決に先立ち、理事会において、「企業・団体献金禁止法案については、衆議院政治改革特別委員会において精力的に議論を行い、令和6年度末までに結論を得る。」との申合せがなされた。

### (3) 令和7年における議論

令和6年12月改正に際しての理事会申合せを受け、企業・団体献金について、第217回国会（常会）及び第219回国会（臨時会）において、本委員会で議論が行われたが、結論を得るに至らず、令和8年1月23日（第220回国会（常会））の衆議院解散により各会派から提出された各法律案はいずれも廃案となった<sup>26</sup>。

### (4) 第221回国会（特別会）における議論

第51回衆議院議員総選挙後の第221回国会（特別会）において、下記3法律案がそれぞれ衆議院に提出され、本委員会で議論が行われたが、結論を得るに至らず、いずれも継続審査となっている。

#### 【3法律案の概要】

|                                                                |                                                                                                                         |
|----------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 中道・国民案<br>政治資金規正法の一部を改正する法律案<br>(第221回国会衆法第1号)                 | 最近における政治資金をめぐる状況に鑑み、政治に対する国民の信頼の回復を図るため、会社、労働組合その他の団体及び政治団体のする政治活動に関する寄附の制限を強化するもの                                      |
| 自民・維新案<br>政党等の政治資金の収入に関する制度の在り方に係る措置に関する法律案<br>(第221回国会衆法第12号) | 最近における政治資金をめぐる状況に鑑み、国民の信頼を確保する観点から行われる政党等の政治資金の収入に関する制度の在り方の検討及びその結論に基づく法制上の措置等について定めるもの                                |
| 参政・みらい案<br>政治資金規正法の一部を改正する法律案<br>(第221回国会衆法第14号)               | 最近における政治資金をめぐる状況に鑑み、政治に対する国民の信頼を回復するため、会社その他の団体の政治活動に関する寄附及び政治資金パーティーの対価の支払の全面禁止並びに政治団体による政治活動に関する寄附に係る上限額の創設及び引下げをするもの |

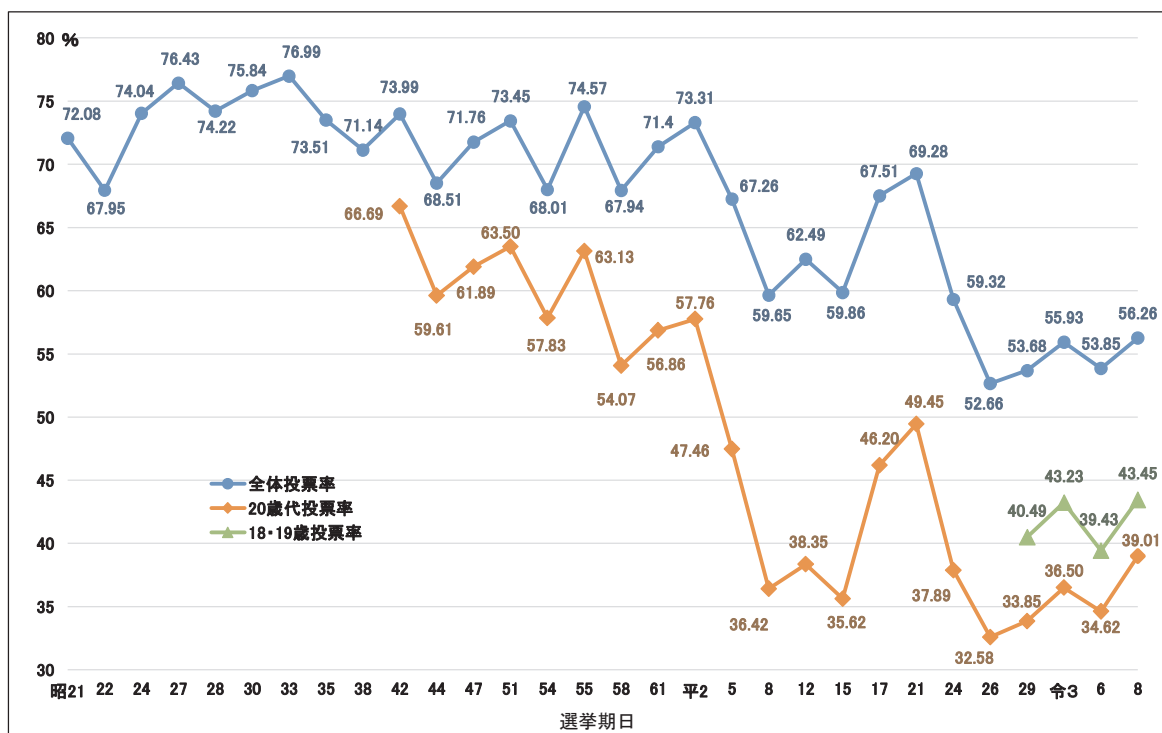
<sup>26</sup> 各会派から提出され廃案となった政治資金制度関係の法律案は次のとおりである（【 】内は提出会派）。

- ①政治資金規正法の一部を改正する法律案（第216回国会衆法第9号）【立憲・維新・参政・保守】
- ②政党交付金の交付停止等に関する制度の創設に関する法律案（第216回国会衆法第12号）【国民】
- ③政治資金規正法等の一部を改正する法律案（第216回国会衆法第13号）【立憲】
- ④政治資金規正法の一部を改正する法律案（第217回国会衆法第4号）【自民】
- ⑤政治資金規正法の一部を改正する法律案（第217回国会衆法第5号）【自民】
- ⑥政治資金規正法及び租税特別措置法の一部を改正する法律案（第217回国会衆法第21号）  
【立憲・維新・有志・参政】
- ⑦政治団体における複式簿記の導入に関する法律案（第217回国会衆法第55号）【維新】
- ⑧政治資金規正法の一部を改正する法律案（第219回国会衆法第2号）【国民・公明】
- ⑨政党等の政治資金の収入に関する制度の在り方に係る措置に関する法律案（第219回国会衆法第8号）  
【自民・維新】

#### 4 最近の選挙における投票率

国政選挙・地方選挙を通じて投票率は低下傾向にある。令和8年2月に執行された第51回衆議院議員総選挙の投票率は、小選挙区選挙で56.26%（比例代表選挙は56.25%）であり、令和7年7月に執行された第27回参議院議員通常選挙の投票率は、選挙区選挙・比例代表選挙ともに58.51%であった。年代別では、特に若年層で低く、20歳代投票率と全体投票率の乖離<sup>かいり</sup>は、近年は20%前後で推移している。

（図表）衆議院議員総選挙（大選挙区・中選挙区・小選挙区）における投票率の推移



（注）20歳代投票率及び18・19歳投票率は抽出調査による数値である（平成29年の18・19歳投票率は全数調査）。  
（出所）総務省資料をもとに当室作成

投票率の低下については、過疎化や市町村合併等により投票所が減少したこと、政治的関心が低下していること等がその要因として指摘されている<sup>27</sup>。このような問題への対策として、投票機会の確保については投票環境の向上に向けた取組が、政治的関心の向上については主権者教育の推進等の取組が行われている<sup>28</sup>。

内容についての問合せ先

第二特別調査室 花房首席調査員（内線68720）

<sup>27</sup> 第210回国会衆議院政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会議録第6号（令4.11.8）、第189回国会衆議院政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会議録第4号（平27.5.29）等

<sup>28</sup> 総務省「主権者教育に関する取組事例集」（令和6年3月）